



平成 23 年 3 月 31 日

各 位

会社名：アートコーポレーション株式会社
代表者名：代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号：9030 東証・大証一部)
問合せ先：専務取締役 村田 省三
電話番号：072-870-0123

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための

基準日設定についてのお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 31 日開催の当社取締役会において、平成 23 年 5 月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会とを併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日設定について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 4 月 15 日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 23 年 4 月 15 日（金曜日）
- (2) 公告日 平成 23 年 4 月 1 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.the0123.com/company/>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

当社の平成 23 年 2 月 4 日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、CTトータルトランスポート株式会社の要請により、本臨時株主総会を開催し、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できるものとする事により、当社を種類株式発行会社とすること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、並びに③会社法第 171 条第 1 項及び当該変更後の定款に基づき、当社が全部取得条項の付された当社普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに別個の種類の当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記議案①が決議されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号により、上記議案②の定款変更を行うためには、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本臨時株主総会と併せて、当社普通株主による本種類株主総会を開催するため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定するものです。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上